

熊本市北区役所電話設備通話録音装置等賃貸借
(長期継続契約)
仕様書

第1章 概要

1. 件名 熊本市北区役所電話設備通話録音装置等賃貸借(長期継続契約)
2. 概要 熊本市北区役所及び植木まちづくりセンターの電話設備通話録音装置等を賃貸借により設置するもの。
3. 納入期限及び賃貸借期間
 - (1)納入期限 令和 7年 11月末
 - (2)賃貸借及び保守期間 令和 7年 12月 1日～令和12年11月30日(予定)※この賃貸借契約は、熊本市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 1 号及び熊本市契約規則第 16 条の 2 第 3 号に基づく長期継続契約である。
4. 設置場所 熊本市北区植木町岩野 238-1
熊本市北区役所及び植木まちづくりセンター

第2章 電話交換機および電話機仕様

1. 機器構成概要および数量

機器名	数量	備考
デジタル電話交換機本体	1式	通話録音、録音告知機能、通話管理機能
デジタル多機能電話機	128台	
停電切替用デジタル多機能電話機	4台	
一般電話機	63台	既存設備を流用することも可
PHS 基地局	6台	既設設備を流用することも可
PHS 子機	16台	既設設備を流用することも可
通話管理装置	1台	ノート PC

2. 電話交換機本体(フルIP対応交換機)・通話録音、録音告知、通話管理

- (1) 通話路系方式 時分割PCM方式
- (2) 制御方式 蓄積プログラム制御方式
- (3) ポート数 768 ポート以上
- (4) 局線応答方式 ダイレクトグループライン、ダイレクトインライン、PBXダイヤルイン、付加番号DID、応答遅延転送、IVR 着信
- (5) ダイヤル条件
 - ア)信号種別 DP、PB、デジタル信号(多機能電話)
 - イ)ダイヤル速度 $10\pm 2 / 20\pm 2$ PPS
 - ウ)パルスメーク率 $33\pm 3 / 50\pm 5\%$
- (6) 線路条件
 - ア)一般電話機 400Ω以下
 - イ)デジタル多機能電話機 20Ω以下
- (7) CPU 64ビットプロセッサ
- (8) 構造 自立スタンドアローン方式(サーバータイプはラック付)
- (9) 環境条件
 - ア)温度条件 0~40℃
 - イ)湿度条件 20~85%RH(結露しないこと)
- (10)電源装置
 - ア)入力電源 -24V、±5V
 - イ)主電源電圧 AC100V±10V

ウ)停電時通話補償 3 時間以上

(11)回線収容構成

回線種別		現用	実装	容量	単位	備考
局 線	ひかり電話 回線1	32	32	48	CH	ひかり電話オフィス A 直収
	ひかり電話 回線 2	8	16	24	CH	ひかり電話オフィス A 直収
	アナログ回線	7	8	16	回線	災害優先電話、停電切替は4回線
	PRI(INS1500)	0	0	46	CH	将来対応が可能なこと
内 線	一般電話	63	64	128	回線	
	デジタル多機能	112	144	256	回線	
	PHS 基地局	6	8	16	回線	
	PHS 子機	16	16	32	台	

(12)機 能

標準機能のほかに下記の機能を有すること。

ア)マルチライン

イ)発着信規制

ウ)夜間切替(切替 50 パターン以上)

・各課のダイヤルイン番号毎に切替が可能なこと。

エ)代理応答(コールピックアップ)

オ)不在機能

・多機能電話機の不在釦の押下により、電話機毎に着信/不着信の設定が可能なこと。

・不在設定時は多機能電話機のランプ等で設定状態を確認することが出来ること。

カ)お待たせガイダンス

・多機能電話機のボタン操作等で混雑時などお待たせメッセージを流すことが可能なこと。

キ)発信者番号表示(デジタル多機能電話機)

ク)通話録音(最大録音 2,000 時間以上、同時録音 30CH 以上)

・1 通話あたり最大1時間以上連続して録音が可能なこと。

・自動通話録音の設定が可能なこと。

・遡り通話録音機能を有すること。

・自動通話録音の場合は通話録音前に自動で録音の告知が可能なこと。

・告知はダイヤルイン番号毎にメッセージの設定が可能なこと。(最大50パターン以上)

※録音告知は相手先電話番号によって自動で告知しない等設定が可能なこと。

(一部の本市の関係機関からの電話には録音告知をしないことを想定している)

・録音告知後、着信先の課の回線が埋まっても、通話を切断とせず、電話が混みあっている等のガイダンスを流すことが可能なこと。

・通話録音したデータは PC にて取出しが可能なこと。

・PC にて通話録音したデータの検索が可能なこと。(内線番号、相手先番号等)

・録音用フォルダ(メールボックス)は全体で 10,000 件以上録音が可能なこと。

・録音のデータの自動消去・自動上書きが可能なこと。

ケ)音声自動分配機能(IVR)

・選択転送、ツリー転送(4 段階可能であること)

- ・混雑時はお待たせ案内メッセージを流すことが可能なこと。
- ・選択転送先は話中の場合でも切断とせず、お待たせ案内メッセージを流すこと。

コ) 応答モード切替

- ・応答モードの切り換えが多機能電話機の操作で変更が可能なこと。

サ) 多機能電話機の同時鳴動

- ・多機能電話の着信時における同時鳴動台数に制限がないこと。

シ) さかのぼり通話録音機能

- ・通話終了後のボタン操作により、通話内容をさかのぼって録音が可能なこと。
- ・さかのぼり通話録音の機能は同時 30 回線以上可能なこと。

(12) 番号計画

種 別	番 号	備 考
局線発信特番	0	
内線相互接続	1XX~6XX	2~4桁まで混在可能
局線応答	受話器のオンフックによる	
各種特番	7X又は7XX 又は短縮ボタン	任意の番号に変更可能
短縮ダイヤル	8XX×	1000 宛先

※番号計画は協議の上決定し、別途指示するものとする。

(13) 通話録音(装置) 交換機本体内蔵、外付けのいずれでも可

- ア) 同時使用回線数 最大 30 回線以上
- イ) 録音時間 最大 2,000 時間以上
- ウ) 録音操作 さかのぼり通話録音が可能であること。
- エ) 録音データ 電子ファイルで取り出せること。
媒体等を使用し電子データとして保存し録音したデータは、PC 等で相手
先番号、内線番号等で検索が可能なこと。
- オ) 録音対象 局線通話、内線通話

(14) 通話管理(装置)

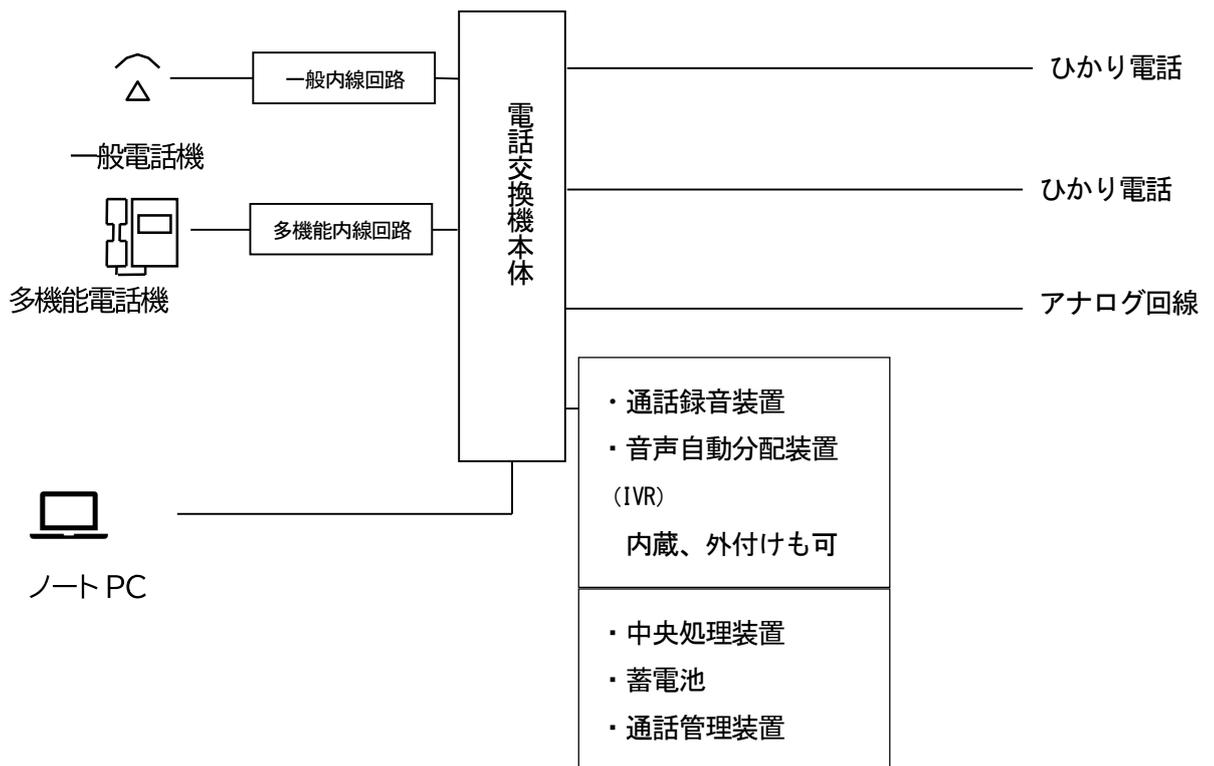
- ア) 発着信履歴管理 管理ソフト付き
(発着信情報/通話料金/通話録音/録音データ検索)
- イ) データ表示・出力機能 接続用 PC 又はこれに準ずるもの。

3. 電話機仕様

- (1) デジタル多機能電話機 128 台
 - ア) 形状 卓上型
 - イ) フレキシブルキー 30 個以上
 - ウ) ディスプレイ表示 日付・時刻表示、漢字・英数・カナ表示(パネルディスプレイ対応)
 - エ) 電話帳機能 10,000 件
- (2) 停電切替用デジタル多機能電話機 4 台
 - ・上記デジタル多機能電話機と同等とする。
 - ・停電時には自動で電話交換機本体からの給電から局給電に切替が可能なこと。
- (3) 一般電話機 63 台
 - ア) 形状 卓上/壁掛け兼用
 - イ) その他 リダイヤル、フッキング
- (4) PHS 基地局 6 台

ア)インターフェース	RCR STD-28 準拠
イ)同時接続	3 台
ウ)設置方法	壁掛け
(5)PHS 子機	1台
ア)連続通話時間	7 時間以上
イ)連続待ち受け時間	700 時間以上
(6)通話管理装置	1台
ア)形状	ノート PC
イ)機能	通話管理 第2章 2-(14)に記載の操作が行えること。
(7)将来機能(今回の調達には含まないが、機能の追加が可能なこと)	
ア)Teams 連携	Microsoft 社の Teams と連携し、Teams アプリより区役所のひかり電話を利用した発信、着信が可能なこと。 Teams アプリと区役所間で内線通話が可能なこと。
イ)WEB 連携	ホームページ等の web ブラウザから区役所の固定電話機へ発信し通話が可能なこと。
ウ)通話録音時間増設	PC タイプの録音装置を設置せず、メモリ等の追加により通話録音時間を増やすことが可能なこと。 (追加により最大4万時間以上 録音が可能なこと)

4. 中継方式図



第3章 設置関係仕様

1. 電話交換機の搬入、設置及びデータ設定等
 - (1)電話交換機本体及び蓄電池の搬入、設置(耐震、転倒防止の対策)、データ設定
 - (2)既設電話設備の撤去及び新電話設備への取替
2. 電話機および周辺機器の設置接続等
 - (1)既設電話機の撤去、新設多機能電話機および一般電話機の取付、設定、試験調整
 - (2)通話管理装置、通話録音装置、音声自動分配装置の取付、設定、機能試験
 - (3)MDF ジャンパー線切替工事
3. 運用トレーニング
4. 切替後の立会い
5. その他
 - (1)配線については必要に応じて下記配線工事を行うこと。
MDF ジャンパーの配線及び、電話交換機周辺 電源及びアース(配電盤から交換機の間)
 - (2)既設電話設備の産廃処分

第4章 提出図書

1. 完成図書
 - ・設置作業完成に際して下記の完成図書を提出すること。
 - (1)施工報告書
 - (2)完成図および写真
 - (3)機器検査(試験)成績書
 - (4)各機器取扱い説明書

第5章 保守

1. 保守点検
 - (1)1ヶ月に1回定期的に技術員を派遣して、電話設備の全般的な点検、調整、調査を行うこと。
 - (2)点検の日時は、事前に本市の担当者と協議の上、決定すること。
 - (3)作業に必要な消耗品及び材料を提供すること。(バッテリーは除く)
 - (4)保守点検の際は本市の担当者と協議の上実施し、点検内容を報告書にて提出すること。
2. 故障時の復旧作業
 - (1)故障が生じた場合は、即時(土・日・祝日含む)対応を行うこと。
 - (2)故障復旧に必要な消耗部品は提供すること。また天災や人災等の理由により別途費用が発生する場合には、事前に見積書を提出すること。
但し、緊急を要する場合はこの限りではない。
 - (3)緊急時の連絡先を書面で本市へ通知すること。
 - (4)検査および試験は、本市の指示に基づいて行うこと。
3. 保守の拠点及び再委託
 - (1)緊急時に迅速な対応ができるよう、保守の拠点は、熊本市内に置くものとする。
 - (2)受注者は、保守を他の者に委託する場合、あらかじめ書面により本市の承認を得ること。

第6章 その他

1. 関係法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、法律およびその政令・規則等を遵守し、規格等に準拠するものとする。

2. 必要資格 下記の資格を有する者を配置すること。

- ・工事担任者 総合通信(AI・DD 総合種)
- ・電気通信工事施工管理(1級もしくは2級)

3. 作業日時については、本市と調整し決定すること。

4. 庁内設備等破損した場合は、受注者の責任で現状復旧すること。

5. 受注者は、受注者の負担により動産総合保険に加入すること。

6. 賃貸借期間満了後においては、機器等は無償譲渡するもの。

7. 疑義

本仕様書に明示のない事項及びその他の疑義が生じた場合は、協議の上、決定するものとする。